

尾張旭市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成31年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

市民生活部（市民活動課、市民課、産業課、全国植樹祭推進室、環境課）

3 監査の期間

平成30年12月25日から平成31年1月29日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) 市の任意団体である、たのしい夏まつり実行委員会及び尾張旭市地域安全推進協議会の事務局が作成した起案文書が、市の文書綴りの中に混在している。

また、任意団体の事務局が作成した起案文書は、尾張旭市文書取扱規程第14条による起案用紙（尾張旭市名が記載されているもの）を使用している。（市民活動課）

(2) コードレス電話機の廃棄処分について、物品不用決定伺書の作成がされず、物品出納員と協議を行うことなく廃棄している。

尾張旭市物品管理規則第18条に従い、物品不用決定伺書により不用の決裁を受けた後、同規則第19条第1項及び尾張旭市物品管理規則取扱要綱第10条第1項により、物品出納員と協議（財産経営課へ合議）を行った上で、売却、譲与又は廃棄する必要がある。（産業課）

7 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付す。

地域の団体に対する補助金交付事務に対し、交付を開始した当初は補助金の必要性を十分精査した上で事務を進めていたと思われるが、補助金制度の硬直化を防ぐためには見直しの時期だけでなく、普段から補助金を交付する目的や課題は何かを

社会情勢や市民ニーズの変化に合わせて整理し、精査した結果を次回見直し時期に生かすような事務の進め方を目指して欲しい。（市民活動課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

消防本部（消防総務課、予防課、消防署）

3 監査の期間

平成30年12月25日から平成31年1月29日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

セパレート防火衣一式購入の施行及び契約締結伺いにおいて、部長専決である消耗品費の決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により30万円を超える消耗品費については、部長の専決事項とされている。（消防署）